

首席・課長指示第 52 号
令和 3 年 5 月 18 日

首席矯正処遇官（処遇担当）
首席矯正処遇官（企画担当）

死刑確定者のDVD視聴の実施要領について

標記について、下記のとおり定めるので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

なお、平成 30 年 9 月 25 日付け首席・課長指示第 68 号「死刑確定者のDVD視聴の実施要領について」は廃止する。

記

1 DVD選定基準

企画部門（指導）職員は、以下の選定基準に基づいてテレビ番組を録画し、DVDを作成する。

- (1) 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないもの。
- (2) 死刑の執行又はそれを連想させるシーンがないもの。
- (3) 死刑となった過去の犯罪を題材としないもの。
- (4) 死刑確定者の心情を不安定にさせるようなシーンがないもの。

2 DVD視聴回数等

- (1) 一人当たり毎週火曜日及び木曜日の 2 回、1 回につき DVD 1 枚、概ね 2 時間以内とする。

なお、当該日が休日のとき、翌日が平日の場合は、その平日に視聴させることとする。

- (2) 視聴時間は、平日の午前 9 時から午後 3 時までとすること。
- (3) 個人教誨の予定日に DVD 視聴を重複させないように配慮すること。

3 視聴場所

居室内とする。

4 視聴方法

該当者に DVD 再生機及びイヤホン（以下「再生機等」という。）を貸与し、あら

かじめ企画部門（指導担当）において、テレビ番組を録画し、準備したDVDを視聴させること。

なお、イヤホンの使用は任意とするが、使用しない場合は、他の居室の迷惑にならない音量で視聴させること。

おって、再生機等は、居室棟担当において保管することとし、特にイヤホンは自殺等の用に供されるおそれがあるので、使用後は速やかに引き上げた上、担当台に施錠して保管すること。

5 その他

(1) 該当者であっても下記の事由に該当する場合には、DVD視聴させない。

ア 向精神薬等の投与を受けるなど、心情不安定な者でDVD再生機等を破損させるおそれのある場合

イ 懲罰執行中及び懲罰の執行を終了した月の残日数が10日に満たない場合

ウ 該当者がDVD視聴を辞退した場合

エ 疾病等により医療上支障がある場合（居室休養は除く。）

オ 施設の規律秩序の維持その他施設の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合

(2) 処遇主任等は、該当者に対して再生機等の取扱要領等について説明すること。

(3) DVD視聴中に、入浴又は運動時間が重なったときは、入浴又は運動を優先させる。

(4) 再生機等や録画DVDを故意に破損し、又は使用不能にした場合には、反則行為として懲罰を科されることがある旨を告知の上、これらの貸与物品の取扱いには特に注意を払うよう指導すること。